様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

　立山町長

立山町地方就職学生支援金交付申請書

　立山町地方就職学生支援金交付要綱第６条の規定により、地方就職支援金の交付を申請します。

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒 |
| 連絡先 | 電　話　番　号：　　　　　　－　　　　　　－ |
| メールアドレス： |
| 在籍大学・学部 |  |

２　内定を受けた県内企業等

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 所在地 |  |
| 面接・試験日 | 年　　　　　　　月　　　　　　　日 |
| 内定日 | 年　　　　　　　月　　　　　　　日 |

３　申請額

金　　　　　　　　円

４　往復の移動経路及び交通費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 公共交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用（円） |
| （バス停名・駅名・空港名など） | |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 | | | |  |

５　立山町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

⑴　本事業に関する報告及び立入調査について、町から求められた場合には、それに応じます。

⑵　以下の場合には、立山町地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、地方就職支援金の全額または半額を返還します。

ア　全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）申請から１年以内に、第３条第２号の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

（ウ）申請から１年以内に立山町に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第１項に規定する転入をいう。以下同じ。）しなかった場合（申請時に既に立山町に住民票がある場合を除く。）

（エ）就業から１年以内に第３条第２号の要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から３カ月以内に第３条第２号の要件を満たす富山県内の別の企業に就業する場合を除く。）

（オ）立山町への転入日から３年未満で立山町から転出（住民基本台帳法第24条に規定する転出をいう。以下同じ。）した場合

イ　半額の返還

立山町への転入日から３年以上５年以内に転出した場合

⑶　立山町暴力団排除条例(平成24年立山町条例第１号)第２条に規定する暴力団又はこれらのものと密接な関係を有しておりません。

６　立山町地方就職学生支援金の交付に係る個人情報の取扱い

富山県及び立山町は、立山町地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、富山県及び立山町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

本補助金の申請に関する要件に必要な上記事項について、誓約及び同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者氏名  (署名又は記名押印) |  |

５　添付書類

⑴　就業先の内定証明書(様式第２号)

⑵　在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印(公印)すること。)

⑶　交通費の領収書の写し等

⑷　住民票等卒業年度における移住元の住所を確認できる書類

⑸　顔写真付き身分証明書の写し

⑹　振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

⑺　その他町長が必要と認める書類